第十四条の次に次の一条を加える。

（基礎的電気通信役務の提供方法等の報告）

第十四条の二　前条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域（市町村（特別区を含む。以下この条及び第二十二条の二第二項並びに様式第十二の六及び様式第十五の二において同じ。）又は市町村の一部を単位とする場合にあっては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

第二十一条から第二十二条までを削る。

第二十条の二を第二十一条とし、第二十二条の二を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（基礎的電気通信役務の提供）

第二十二条の二　法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供（当該基礎的電気通信役務の提供が法第百二十一条第一項の認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供として行われる場合を含む。次項において同じ。）は、第十四条第三号に規定する基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者にあっては、同条第一号又は第三号に規定する電気通信役務のいずれかを提供すれば足りるものとする。

2　前項の電気通信事業者は、法第二十五条第一項の基礎的電気通信役務の提供を第十四条第一号に規定する電気通信役務により行おうとする場合には、様式第十五の二により、その提供を行う区域（市町村又は市町村の一部を単位とする場合にあっては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日より相当の期間前までに総務大臣に報告するものとする。当該電気通信役務の提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

第二十七条の二第一号ハ中「（平成九年郵政省令第八十二号）」を削る。

第二十七条の五第一号中「限る」を「限り、法第四十一条第二項に規定する電気通信設備を除く」に改め、同条第九号イ中「レ」を「ソ」に改め、同号ク中「ホ」を「チ」に改め、同号ケをリとし、ホの次に次のように加える。

ケ　インターネットプロトコル電話用設備におけるネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ト　インターネットプロトコル電話用設備におけるネットワーク品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

チ　インターネットプロトコル電話用設備における安定品質を確保するための措置に関する説明書

第四十条の四の二第一項中「第十四条第一号ハ及び第二号ハ」を「第十四条第一号ハ、第一号ニ及び第二号ロ」に改める。

第四十条の六第一号中「第十四条第一号及び第二号」を「第十四条第一号又は第二号の基礎的電気通信役務」に、「訂該基礎的電気通信役務」を「第十四条第一号又は第二号の基礎的電気通信役務」に、「を提供するもの」を「のいずれかを提供すること」に改める。

様式第十二の五の次に次の一表を加える。

様式第12の6（第14条の2関係）

基礎的電気通信役務提供方法等報告書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名　　（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　㊞
連絡先　（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署名等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務の方法、提供を行う区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第14条の2の規定により、報告します。

実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法	
予定している基本料金の額	
提供（変更）を行う区域	
その他参考となる事項	

注1　電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務の提供の方法については、同号イのうち、(1)、(2)又は(3)のいずれによるものかを記載するとともに、当該基礎的電気通信役務を提供しようとする電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合の当該電気通信事業者以外の者の氏名又は名称を記載すること。

2　予定している基本料金の額については、電気通信事業法施行規則第14条第3号に規定する基礎的電気通信役務について記載すること。

3　提供区域については、都道府県全域を提供区域とする場合以外は、市町村を単位として記載することとし、市町村の一部を単位とする場合は、字名等を記載すること。

4　参考となる資料があれば添付すること。

5　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第十五の次に次の一表を加える。

様式第15の2（第22条の2第2項関係）

基礎的電気通信役務提供区域等報告書

年　月　日

総務大臣　殿

郵便番号
（ふりがな）
住　所
（ふりがな）
氏　名　　（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人にあっては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）　㊞
連絡先　（連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）